

重要事項説明書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
(令和6年4月1日現在)

1 事業者

法人名	社会福祉法人寿敬会
所在地	和歌山市平尾2番地1
代表者	理事長 中谷 剛
電話番号	073-478-3437

2 事業所の名称等

名称	和歌山市地域包括支援センター和佐
所在地	和歌山市井ノ口302-5
管理者名	吉永 有基
電話	073-477-7181
FAX	073-477-7182
事業所番号	3000100044

3 事業所の概要

(1) 事業の目的及び運営方針

①事業の目的

社会福祉法人寿敬会が開設する和歌山市地域包括支援センター和佐（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び指定第1号介護予防支援等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援者や事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。

②運営の方針

本事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行います。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に

対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、サービス事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携を図り、総合的なサービスに努めるものとします。

(2) 職員体制

職種	人數	職務内容
管理者	1	事業所及びその業務の管理
保健師等	1以上	介護予防サービス・支援計画の作成及び一連の業務
主任介護支援専門員等	1以上	介護予防サービス・支援計画の作成及び一連の業務
社会福祉士等	1以上	介護予防サービス・支援計画の作成及び一連の業務

(3) 事業所の実施地域

事業所の実施地域	和歌山市の 西和佐・和佐・小倉 地区
----------	--------------------

(4) 営業日及び休日

営業日・時間	月曜日～土曜日 8：30～17：30
休日	日曜日、祝日、年末年始（12/30～1/3）

4 提供するサービスの種類

- (1) 介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の作成
- (2) 要支援（介護）認定等の申請代行

5 サービスの主な内容

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法の趣旨に従って、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者や関係機関、必要な医療機関等との連絡調整その他便宜を図ります。その際は、必要な支援が円滑に行えるよう、把握した情報を提供する場合があります。もし、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを担当する職員の氏名及び連絡先を、入院先の病院又は診療所に伝えて下さい。

利用者は、介護予防サービス計画の作成に当たって、担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることがや、介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

6 利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおける介護予防サービス・支援計画作成に必要な利用料については、原則として介護保険制度から全額給付されるので利

用者の負担はありません。ただし、介護予防支援における介護予防サービス・支援計画作成においては、介護保険料の滞納等により、地域包括支援センターに直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えに介護予防サービス計画表と領収書を発行します。

通 常	4, 605円
初回加算	3, 126円
委託連携加算	3, 126円

※なお、介護報酬の改定に伴い変更となることがあります。

7 サービスの開始及び終了について

当センターは、この重要事項について利用者が同意することをもってサービスを開始し、利用者が次の事由に該当された場合にサービスを終了します。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 要介護・要支援認定区分が「非該当」又は「要介護」と認定されたとき。
- (3) 市外へ転出し、和歌山市が行う介護保険の被保険者でなくなったとき、及び地域包括支援センター和佐の圏域外へ転居したとき。

8 契約の一時中止について

契約期間中に利用者の介護予防サービス・支援計画が変更され介護予防支援となり、介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業者との契約を締結した場合は、この契約は一時中止とします。利用者が要支援の認定継続中に、再び介護予防ケアマネジメントへ変更又は介護予防支援業務を当センターが行う際は、本契約を再開することができます。

9 秘密の保持

当センターの従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約の解約した後も同様です。

10 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及び家族、その他の関係者に連絡を取り、必要な措置を取ります。
- (2) 利用者に対して行った介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、必要な賠償を行います。

11 サービス内容に関する苦情等の相談について

当センターは、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成したケアプランに基づいて提供された介護予防サービス等に関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

＜サービス内容に関する苦情等相談窓口＞

当事業所の お客様相談窓口	窓口責任者	吉永 有基
	利用時間	月～土曜日 8:30～17:30 (12/30～1/3を除く)
	ご利用方法	電話 073-477-7181
		面接 当センター相談室

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

和歌山市指導監査課 (事業所に関する苦情・相談)	電話 073-435-1319 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
和歌山市介護保険課 (その他介護保険制度に関する 苦情・相談)	電話 073-435-1190 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
和歌山市地域包括支援課	電話 073-435-1197 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
和歌山県国民健康保険 団体連合会	電話 073-427-4662 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

1 2 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

1 3 利用者様へのお願い

当センターが交付する介護予防サービス・支援計画書は、利用者様の重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管しておいて下さい。

私は、本書面に基づいて和歌山市地域包括支援センター和佐の職員

(職名 _____ 氏名 _____) から上記重要事項の説明を受けたことを確認いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 和歌山市 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

(選出した場合) 住所 _____

氏名 _____